

意思表示を対抗できなくなる場合や、譲渡人の破産手続き開始決定により譲受人が供託の請求をする場合について、特則が設けられた(466条の3、468条2項)。

20. 有価証券

債権者が特定されていて、かつ債権の成立・譲渡に証券の作成・交付を要しない債権→指名債権

証券上には債権者として表示された者、またはその者から指定された者に対して弁済すべきことを定めた債権→指図債権(この指図債権の名称が指図証券と改正された 第7節)

21. 債務引受

(1) 併存的債務引受

債務者と引受人との契約による場合、第三者のためにする契約になり、債権者が受益の意思表示をすることによって引受人に対する権利を取得する。この点を明文化した(470条)。

(2) 免責的債務引受

債務者と引受人との契約による場合、新しい債務者が無資力であることも考えられ債権者に不利益となる可能性があるため、債務者と引受人の間で免責的債務引受の契約をしても、債権者が承諾しなければその効力を生じない(472条)。

債権者と引受人の間での契約による場合、債務者の意思に反してなされた場合であっても有効となる。この場合には、債務引受契約をした旨を債務者に通知したときに効力が生じる。

免責的債務引受において、債務につき担保権の設定や保証人がいる場合には、これを引受人の債務に移すことができる。もっとも、引受人が無資力であるときには担保権の設定者や保証人を保護する必要があることから、設定者や保証人の承諾を得なければならないとされている。

(3)引受人の抗弁

併存的か免責的かにかかわらず、引受人は債務者の有する同時履行の抗弁権を主張することができる。また、債務者が取消権や解除権を有する場合には、債権者に対する弁済等を拒絶することができる。

22. 契約上の地位の移転

契約当事者の一方が、相手方の承諾を得て、第三者に契約上の地位を移転することができる旨が明文化された(539条の2)。

なお、賃貸人たる地位について、所有権を移転しても賃貸人たる地位を譲渡人に留保することも可能とされた(605条の2)。

23. 弁済

(1)第三者の弁済

弁済をするにつき正当な利益を有する者でない第三者は、債務者の意思に反して弁済をすることができない。ここまでは改正前と同じ。

ただし、債権者が債務者の意思に反することを知らなかったときは、その弁済が有効になる。

また、債権者は、第三者による「債権者の意思に反する弁済」を拒むことができる。ただし、その第三者が債務者に委託されて弁済する場合において、そのことを債権者が知っていたときは、弁済を拒めない。